

別表 1

木材の利 用を促進 する公共 建築物	<p>公共の用又は公用に供する建築物をいい、以下の施設が含まれる。</p> <p>広く村民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、美術館、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など）、保健・衛生施設（病院、診療所、保健センターなど）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など）、教育・研修施設（保育園、小学校、中学校など）、行政施設（庁舎など）、その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など）</p> <p>ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。</p>
-----------------------------	--